

令和8年度欧米豪市場における観光誘客促進事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

2027年のワールドマスターズゲームズ開催、2030年頃の神戸空港国際線定期便就航、大阪でのIR開業等を控え、今後訪日旅行者数の更なる増加が期待されている。この好機を捉え、一層の観光消費額の拡大と兵庫県のブランドイメージ向上を図るため、滞在中の高い消費額に加え、地方での深い体験を望む高付加価値旅行者層の誘致に向けた、継続的かつ戦略的なプロモーションの展開が不可欠である。

本事業では、欧米豪市場（以下「対象市場」という。）全体を俯瞰した上で、本県の送客ポテンシャルを最大限に引き出すマーケティングを展開する。具体的には、本県の観光コンテンツ（兵庫テロワール旅、ひょうごフィールドパビリオン等）に価値を感じる対象市場の現地旅行事業者（以下、「現地事業者」という。）に対し、機動的なセールス活動や最新情報の提供、戦略的な招聘を（ファムツアー）実施する。これらを通じて対象市場における本県の認知度と関心を最大化させ、さらなる誘客促進と継続的な誘客に資する販路基盤の構築を図る。

2 プロポーザルの参加資格

業務を委託するための企画提案プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、当本部との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を順守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による該当する一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者

エ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等

- (6) 複数のグループが構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については全ての構成者が行うこと。

ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者、または単独で申請を行うことはできない。なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(5)のすべてを満たすこととする。

3 事業費

20,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

4 事業概要

(1) 委託事業名

令和8年度欧米豪市場における観光誘客促進事業委託業務

(2) 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) スケジュール

令和8年6月17日(水)	参加募集及び質問受付開始
令和8年6月19日(金)	企画提案説明会実施(オンライン)
令和8年6月24日(水)	質問受付終了
令和8年7月3日(金)	企画提案書の提出期限
令和8年7月上旬～中旬	審査会審査
令和8年7月中旬～	審査結果通知、契約締結

5 企画提案説明会

下記のとおり、オンラインにて開催する。当日は下記情報をもとに参加すること。なお、当日参加できない場合、観光本部ホームページに後日掲載される当日の配信内容を確認すること。

【オンライン会議情報】

・開催日時

令和8年6月19日(金) 13:00～

・オンライン会議用URL等

<https://us06web.zoom.us/j/81944262155?pwd=fikYmlumdwc5PjUdDqWzNRy076nCQv.1>

ミーティング ID: 819 4426 2155 パスコード: 051839

6 応募書類の提出

応募を希望する者は提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式任意)

- ・提案内容、業務体制図、事業実績、事業者概要を含むこと
- ・A4サイズ30枚以内(A3サイズとじ込みも可とする)

イ 見積書（様式任意（押印不要））

別紙「仕様書」記載の「7 業務の内容」を参考に、業務項目ごとの内訳を記載すること。積算単価及び数量名等を明記し「一式」という表記は極力避けること。

ウ 暴力団の排除に関する誓約書（別紙様式）

※様式については、提出日時点において記載すること

（2）受付期間

令和8年6月17日（水）から7月3日（金）まで（土日祝を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

（3）提出方法・提出先等

ア 提出方法

持参又は郵送により10部提出すること。

さらに、電子メールでも提出することとし、件名は「令和8年度欧米豪市場における観光誘客促進事業業務に関する提案」、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を原則10MB以下とする（10MBを超える場合には、大容量ファイル送信サービス等を利用すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

なお、提出物は上記6（2）の受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

イ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

7 質疑応答

（1）質疑応答については、次のとおり。

ア 提出方法

質問は質問書（様式任意）を電子メールで提出すること。件名を「令和8年度欧米豪市場における観光誘客促進事業業務」とし、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時00分（必着）

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

エ その他

質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、評価基準の配点については質問の対象外とする。

（2）7（1）の質問書に対する回答は、令和8年6月29日（月）までに電子メールで通知する。また、質問及び回答の概要は、観光本部ホームページにて公開する。

8 応募者が1者である場合の措置

（1）応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

9 審査

(1) 審査の方法

提出された書類を基に、観光本部を事務局とする審査委員会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査基準

審査の詳細な評価基準及び採点内容については公表しない。

(3) 審査会の開催

審査会は令和8年7月上旬～中旬に神戸市内において実施予定。提案事業者からの企画提案内容のプレゼンテーションによる審査とし、詳細は別途応募者に通知する。また、応募者多数の場合は事務局により4者程度に絞ったうえで実施する。

(4) 審査結果の連絡

審査結果については、応募者全員に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、観光本部のホームページで公表する(令和8年7月中旬～下旬を予定)。

(5) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、観光本部と提案者で協議のうえ変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額の修正を依頼する場合がある。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約を締結する。）。

11 契約締結とその後に関する事項

- (1) 本部は、受託先候補として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議をした業務の内容を記載した業務計画書を本部に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、本部は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (5) 選定業務者は、個人情報保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (6) 選定業務者は、当該委託契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配付しないこと。
- (7) 本事業の委託対象経費については、その他国や県、市町、その他の団体における助成(補助・委託)事業の対象経費と重複しないよう注意すること。

【提出先、お問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階

公益社団法人ひょうご観光本部 担当：後藤

TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662

Eメール：goto@hyogo-tourism.jp